

案内

子ども手当

4月から子ども手当制度が始まりました。

- 対象 0歳～中学3年生
- 支給額 一人あたり月額1万3,000円
- 所得制限 なし
- 支給時期
 - ▽6月10日(4・5月分)
 - ▽10月8日(6月～9月分)
 - ▽2月10日(10月～1月分)
- 申請内容 3月分まで児童手当を受給していた方で、中学2、3年生がいない方は申請の必要はありません。

●申請先 本庁舎子ども課、各庁舎教育振興課、各行政センター

●申込期限 5月14日(金)まで
期日を過ぎると6月の支払いに間に合わない場合があります

●申請者 子どもを養育している父母等

後期高齢者医療制度保険料率

平成22・23年度の新しい保険料率が決定しました。

新保険料率	
均等割額	40,000円(据え置き)
所得割額	7.60%(前年度と比較して+0.15%)

新しい保険料率で計算した平成22年度保険料は、今年の8月中旬以降にお知らせします。
所得の低い方に対する「保険料の軽減」は今年度も継続されます。
後期高齢者医療制度に加入する直前に会社などの健康保険の被扶養者であった方については、均等割9割軽減が継続されます(市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません)。

●本庁舎国保年金課 内2175 / 福島県後期高齢者医療広域連合 ☎024-528-9025

●申請先 本庁舎子ども課、各庁舎教育振興課、各行政センター

福島地方気象台からのお知らせ

福島地方気象台では、5月27日(木)から、気象警報・注意

す(9月30日まで申請いただければ、さかのぼって4月分から随時支払います)。
※10月1日以降の場合は、申請月の翌月分からの支払いとなります。

報を市町村ごとに発表します。これにより、お住まいの市町村に警報や注意報が発表されているのかどうか分かり易くなります。
詳細な内容については、福島地方気象台ホームページの「福島地方気象台からの重要なお知らせ」にある平成22年1月26日分をご覧ください。
●福島地方気象台 ☎024-534-10321 ホームページアドレス <http://www.jma-net.go.jp/fukushima/>

まちかど伝言板

無料調停相談

- 日時 5月21日(金) / 午前10時～午後6時(受付午後5時30分まで)
- 会場 中央公民館(天神町)
- 内容 土地、建物、金銭の貸し借り、離婚、相続の問題など(秘密厳守)
- 白河調停協会(福島地方裁判所白河支部内) ☎024-555555

第11回中村流抜刀道・戊辰の役戦没者慰霊祭奉納演武

- 日時 5月30日(日) / 午後1時から ※小雨決行
- 会場 白河小峰城芝生広場
- 内容 神事、中村流・戸山流・山之井流・水府流・英信流・神伝流、試斬
- ※慰霊祭参列や他流派で演武を希望する方は、住所、氏名を明記のうえ、5月25日(火)までにお申し込みください。
- 申し込み・問い合わせ先 中村流抜刀道新誠会 美野 ☎

子ども将棋教室生徒募集

- 日時 6月5日(土) / 平成23年2月19日(土) (毎月第1・3土曜日) / 午前10時～正午
- 会場 白寿園(北中川原)
- 対象・人数 小学生・中学生 / 初級10人 中級15人 (先着順)
- 日本将棋連盟白河支部事務局 遠藤 ☎090-1193315031



『もったいないと 腹八分目』
白河市長 鈴木 和夫

爽やかな季節がめぐってきました。今年も、日本の食と文化を支えてきた米づくりが始まります。いつもの光景ながら、命をつなぐ象徴の「田植え」には、祭りのような心の高まりを覚えます。

食といえば、環境や安全との関わりで語られることが多くなりました。食品偽装、残留農薬、食物の燃料化、大量の食べ残し。最近、環境問題を打開する考え方として、「もったいない」という言葉の重要性が再認識されています。数年前、ケニアのマータイさんが植樹による砂漠緑化の功で、ノーベル平和賞を受賞しました。彼女は、「消費の抑制・資源の再利用、再使用」を訴え、世界の共感を呼びました。そして、来日の機会を得て、自分の提唱する精神に合致する大和言葉として「もったいない」に出会ったようです。以来、国連でもユネスコでもこの言葉を用い、「もったいない」は今や国際化しているようです。

思えば、「もったいない」とは、普段着でありながら、豊かで多くの意味がこもっている実によく言葉です。かつての日本では、当たり前のように使われていました。御飯を残す、時間を無駄にする、力を出し惜しみすると、「もったいない」ことをするなどと、よく先生や父母に叱られたものです。またこの言葉には、もっと大きく奥の深い意味も込められています。何かこの世のありがたいもの、かたじけないものに対し感謝の念を込めて尊敬するという、謙虚で柔らかな感情です。日常生活に根つき、長い歴史の中で育まれた言葉は偉大です。

日本列島至るところ「食べ放題、飲み放題」の満載で、メタボだ、成人病だと大騒ぎ。しかし、わが国には昔から「腹八分目」や「腹八分目に医者いらす」という言葉があります。腹一杯食べないで、二分は残すという知恵。ほどほどのところで控えるという態度。

自制する心が譲る心に通じ、これが他への思いやりやに転じ、やがて「足るを知る」という穏やかな心境に昇化していくのでしょう。そういえば、宮崎駿作品のアニメ「千と千尋の神隠し」に、ご馳走を手当たり次第頬張るうちに、人間の顔が豚に変わっていくシーンがありました。今や宇宙船地球号の乗組員として、先進国も後進国も自分の言い分を押し通すことは許されず、抑制と調和の精神が求められています。「もったいない」や「腹八分目」の理念は、エネルギー・地球環境・食料等の世界的課題を解決するためのキーワードとして、またこれからの人類の行動モデルとしても、日本から全世界に発信すべきメッセージになるものと思えます。

飯館村は、地域づくりの中心に「まていな暮らし」を掲げています。手間をかけ、ていねいに、慎み深い姿勢。共に生きる地域の人々と助け合い、ないものをねだらず、あるものを探す地に足をつけた生活。「まてい」とは土地と人になじんできた含蓄のある言葉です。効率や成果に重きを置く考えの対極にあり、今後の小都市や農山村の進むべきひとつの方向を示していると思います。幸せの度合いを測る尺度は、物的豊かさだけではありません。ヨコの人のつながり、文化や自然に囲まれる安らぎ等、形に表しにくいものも大事な要素ではないでしょうか。見渡せば、山々は日一日と若草色から濃い緑に塗り替わり、目には早苗が青々と波うっています。まさに美しい五月。全ての生命が躍動し、輝きを放っています。表に出て、その息吹を浴びましょう。

お知らせします 市の各種事業

【文化財看板設置事業】

白河市内には現在、132件の国・県・市指定(国認定含む)の文化財があり、文化財課では、これらの解説看板の設置を進めています。
昨年度は、市指定史跡「小峰城跡」に所在した門・櫓などの位置を示した案内板や、太鼓門・本丸御殿を解説する個別の説明板などを設置し、訪れる皆さんがその建造物について詳しく理解いただけるように努めました。
「小峰城跡」は、先ごろ国指定史跡への申請を行いました。今年度も引き続き看板設置を進めます。また、市民の皆さんの身近にある文化財をより知っていただくため、看板がない箇所への設置や老朽化が激しい箇所の更新を進めていく予定です。

●本庁舎文化財課 ☎024-2310



▲本丸御殿跡に設置した解説看板